相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市東山区大和大路通松原下る弓矢町五番地、最後の住所愛知県豊橋市花田二番町五七番地の一　被相続人　亡　橋本　成徳

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月九日

愛知県豊橋市前田町一丁目九番地の一九

相続財産管理人　鈴木　哲哉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県豊川市東名町二丁目二一番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　田辺　勉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月九日

愛知県豊橋市前田町一丁目九番地の一九

相続財産管理人　鈴木　哲哉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所不詳

被相続人　亡　尾川善兵衛

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月九日

大阪市北区西天満五丁目八番八号高橋ビル別館九階　相続財産管理人　岸本　康義

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市西淀川区柏里二丁目一一一一番地、最後の住所大阪市西淀川区歌島二丁目二番二一〇号　被相続人　亡　浦川　一美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月九日

大阪市北区西天満五丁目八番八号高橋ビル別館九階　相続財産管理人　岸本　康義

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県美馬郡つるぎ町一宇字切越一六四番地、最後の住所徳島県吉野川市川島町川島一〇六番地　被相続人　亡　岡鼻　忠勝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月九日

徳島市中徳島町二丁目一七番

相続財産管理人　弁護士　後藤田芳彦

平成二十三年九月九日

滋賀県大津市京町四丁目四番一一号アソルティ大津京町六階六〇一号アクア法律事務所　相続財産管理人　弁護士　朴　大俊

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市港区波除五丁目五番地、最後の住所大阪市西淀川区千舟二丁目七番一八―九〇四号　被相続人　亡　清原　孝彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月九日

大阪市北区西天満五丁目八番八号高橋ビル別館九階　相続財産管理人　岸本　康義

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市西淀川区柏里二丁目一一一一番地、最後の住所大阪市西淀川区歌島二丁目二番二一〇号　被相続人　亡　浦川　一美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月九日

大阪市北区西天満五丁目八番八号高橋ビル別館九階　相続財産管理人　岸本　康義

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県美馬郡つるぎ町一宇字切越一六四番地、最後の住所徳島県吉野川市川島町川島一〇六番地　被相続人　亡　岡鼻　忠勝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月九日

事務所滋賀県守山市守山一丁目二番二一三〇一号　相続財産管理人　廣田　尚之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県吉野郡川上村大字北和田三三四番地、最後の住所滋賀県湖南市岡出一丁目三番二〇号　被相続人　亡　西本　仁宣

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成23年９月９日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社シーテック　②千葉県知事(1)15446　③代表取締役　山本幸司　④千葉県成田市駒井野字新堀1706番地１　⑤1000万円　⑥千葉県知事　⑦千葉県成田市駒井野字新堀1706番地１　株式会社シーテック　代表取締役　山本幸司

①株式会社スプリング・リーシング　②東京都知事142840　③代表取締役　馬場則明　④東京都千代田区内神田三丁目２番８号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都千代田区内神田三丁目２番８号　株式会社スプリング・リーシング　代表取締役　馬場則明

①大和エステート株式会社　②国土交通大臣(3)5972　③代表取締役　明石昌　④東京都千代田区飯田橋３丁目13番１号　廃止した従たる事務所　愛知県名古屋市天白区平針４―205サンメゾン平針１Ｆ　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都千代田区飯田橋３丁目13番１号　大和エステート株式会社　代表取締役　明石昌

①三井リハウス西東京株式会社　②東京都知事(1)90532　③代表取締役　髙田哲臣　④東京都杉並区荻窪五丁目26番13号　廃止した従たる事務所　東京都杉並区荻窪五丁目26番13号（荻窪店）　⑤500万円　⑥東京都知事　⑦東京都杉並区荻窪五丁目26番13号　三井リハウス西東京株式会社　代表取締役　髙田哲臣

①城南建設株式会社　②国土交通大臣(2)6183　③代表取締役　岩堀和男　④神奈川県相模原市中央区富士見二丁目８番８号城南建設ビル　廃止した従たる事務所　東京都八王子市大和田４―28―３　神奈川県藤沢市鵠沼石上２―10―６　神奈川県横浜市金沢区釜利谷東２―３―10　千葉県千葉市美浜区新港32―６―１美浜ニューポートリゾート１号棟―１　千葉県流山市松ヶ丘３―305―８　⑤2500万円　⑥関東地方整備局長　⑦神奈川県相模原市中央区富士見二丁目８番８号城南建設ビル　城南建設株式会社　代表取締役　岩堀和男

①有限会社丸山材木店　②長野県知事(2)4294　③代表取締役　丸山剛　④長野県須坂市野辺町746番地　⑤1000万円　⑥長野県知事　⑦長野県須坂市野辺町746番地　有限会社丸山材木店　代表取締役　丸山剛

①株式会社アーバンコーポレイション　②国土交通大臣(3)5603　③代表取締役　平井眞　④廃止した主たる事務所　広島県広島市中区上八丁堀４―１　廃止した従たる事務所　東京都千代田区紀尾井町３―８　大阪府大阪市中央区平野町３―３―５　広島県広島市中区舟入川口町16―９―202　福岡県福岡市中央区天神１―６―８　愛知県名古屋市中村区名駅５―３―８　広島県広島市佐伯区海老山南１―１―６　広島県広島市南区宇品西５―１―１　⑤4500万円　⑥中国地方整備局長　⑦広島県広島市中区上八丁堀４―１　株式会社アーバンコーポレイション　代表取締役　平井眞